

機関等に関する細則

(機関等の設置)

第 1 条 一般社団法人日本気球連盟の事業を行うため、次の機関及び役職を置く。

- (1) 企画広報局 (2) 会計局 (3) 事務局 (4) 選挙管理委員会 (5) 国際局
(6) スポーツ委員会 (7) 事故調査委員会 (8) 安全委員会 (9) 会計監査役

2 前項のほか、理事会の決議により必要な機関及び役職を設けることができる。

(構成)

第 2 条 前条の機関には、会長の指名により会員の中からそれぞれ長（局長又は委員長）を置く。

2 各機関の構成員（局員又は委員）は、各機関の長が任命する。

(任期)

第 3 条 長及び構成員の任期は、1月1日から同年12月31日までの1年とする。

附則

この細則は、平成30年（2018年）4月15日より施行する。